

令和6年第5回小山町議会9月臨時会会議録

令和6年9月30日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前9時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君  
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君  
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君  
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君  
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	建設課長	込山 次保君
学校教育課長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	7番 室伏 辰彦君	8番 鈴木 豊君	

閉 会 午前9時36分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 議案第70号 訴えの提起について
- 日程第5 議案第71号 財産の取得の追認について  
(平成26年度 小学校教科書・指導書購入事業)
- 日程第6 議案第72号 財産の取得の追認について  
(令和元年度 小学校教科書・指導書購入事業)
- 日程第7 議案第73号 財産の取得の追認について  
(令和5年度 小学校教科書・指導書購入事業)
- 日程第8 請願第3号 菅沼警察官駐在所の継続に関する請願

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 発議第6号 菅沼警察官駐在所の存続を求める意見書

○議長（遠藤 豪君） 本日は早朝より御苦労様です。

本日までに受理した請願は、お手元に配布しました請願文書表のとおり、議会運営委員会に付託しましたので、報告します。

議 事

午前9時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和6年第5回小山町議会9月臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の 議事日程は、あらかじめ 配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 室伏辰彦君、8番 鈴木豊君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は9月30日、1日と決定しました。

ただいま、町長及び議会から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました議案第70号から議案第73号までの4議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。令和6年第5回小山町議会9月臨時会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、訴えの提起1件、財産の取得の追認3件の合計4件であります。

初めに、議案第70号 訴えの提起についてであります。

本案は、町道上に放置されていた車両の所有者に対し、車両の所有権移転登記手続きを求める訴えを提起するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第71号から73号までの財産の取得の追認についてであります。

本案は、平成26年度・令和元年度・令和5年度 小学校教科書・指導書購入事業の議会の議決に付さなければならない財産の取得について、議会の議決を経ずに財産の買入れを行っていたため、当該買入れの追認について、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案の審議に際し、都市基盤部長および教育次長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

---

日程第4 議案第70号 訴えの提起について

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 議案第70号 訴えの提起についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第70号 訴えの提起についてであります。

議案書は2ページからであります。本案は、先の9月定例会において議決をいただいた、議案第50号訴えの提起について、改めて、町道上に車両を放置していた所有者に対し、車両の所有権移転登録手続きを求める訴えの提起をする必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

令和4年4月15日に町道上の放置車両を発見しましたが、住所が不明で所有者と連絡がつかない状況であったため、道路管理者として道路法の規定に従い、現在は、当該車両を別の場所に移動させ保管しています。引き続き、当該車両を適正に処分するため、被告となるべき者に対して車両の所有権移転登録手続きを請求するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第71号 財産の取得の追認について

（平成26年度 小学校教科書・指導書購入事業）

日程第6 議案第72号 財産の取得の追認について

(令和元年度 小学校教科書・指導書購入事業)

日程第7 議案第73号 財産の取得の追認について

(令和5年度 小学校教科書・指導書購入事業)

○議長(遠藤 豪君) お諮りします。日程第5 議案第71号 財産の取得の追認について(平成26年度 小学校教科書・指導書購入事業)から日程第7 議案第73号 財産の取得の追認について(令和5年度 小学校教科書・指導書購入事業)の財産の取得の追認関係の議案3件については、それぞれ内容が類似しておりますので、一括議題、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号から議案第73号の議案3件を一括議題とします。

議案第71号 財産の取得の追認について(平成26年度 小学校教科書・指導書購入事業)、議案第72号 財産の取得の追認について(令和元年度 小学校教科書・指導書購入事業)、議案第73号 財産の取得の追認について(令和5年度 小学校教科書・指導書購入事業)の議案3件について、補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長(野木雄次君) 議案第71号から73号までの財産の取得の追認についてであります。

議案書は4ページからとなります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、平成26年度、令和元年度および令和5年度における小学校教科書指導書購入事業に係る財産の取得の追認について議会の議決を求めるものであります。

追認を求める財産は、おおむね4年ごとに更新する教師用の小学校教科書および指導用教科書で、平成26年度は小学校教科書427冊および指導者用教科書483冊で、取得価格は708万667円、令和元年度は小学校教科書843冊および指導者用教科書709冊で、取得価格は1,284万8,668円、令和5年度は小学校教科書598冊および指導者用教科書612冊で、取得価格は1,854万2,071円であります。

本来、地方自治法及び小山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、予定価格が700万円以上の財産の取得について、議会の議決を経て購入しなければいけなかったところ、その手続きを経ずに購入したことから、財産の取得の追認を求めるものであります。

購入先の事業者につきましては、いずれも新城書店になります。

今後は職員への周知を徹底し、再発防止に努めてまいります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（**藺田豊造君**） まず今回の事件をどう受け止めているかをお伺いしたい。そもそも、この案件が常在化した原因はどこにあるのかなどを説明してください。

当局は、法や条例規則など、当然守らなければならないものを軽視する土壌があるようにお見受けいたします。そういうことを私は否めません。これらは議会、ひいては町民を軽視することとなります。

再発防止を含めて町民にどのように公表するか、以上についてお伺いします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○学校教育課長（**勝俣暢哉君**） 藺田議員の質問にお答えいたします。

どう受け止めているかということですが、教科書は消耗品で、備品なら必ず700万円以上で今までも行っていたわけですが、消耗品ということ全く故意ではなく、認識不足で議会に提出することをしませんでした、誠に申し訳ありませんでした。これからですね備品、消耗品であろうとも、700万円以上のものについては、必ず議会の方へ承認を求めるようにいたします。申し訳ございませんでした。

また再発防止につきましては、この認識不足がありましたので、その辺を徹底いたしましてですね、今後このようなことが2度とないようにいたしたいと思います。

公表するかにつきましては、今のところ検討中でございます。

以上であります。

○議長（**遠藤 豪君**） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次、討論、採決を行います。

日程第5 議案第71号 財産の取得の追認について（平成26年度 小学校教科書・指導書購入事業）について、これから、討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第71号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（**遠藤 豪君**） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号 財産の取得の追認について（令和元年度 小学校教科書・指導書購入事業）について、これから、討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第72号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（**遠藤 豪君**） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第73号 財産の取得の追認について（令和5年度 小学校教科書・指導書購入事業）について、これから、討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第73号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 請願第3号 菅沼警察官駐在所の継続に関する請願

○議長（遠藤 豪君） 請願第3号 菅沼警察官駐在所の継続に関する請願を議題とします。

それでは、議会運営委員会に付託した本請願につき、会議規則第41条第1項の規定により、議会運営委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。議会運営委員長 鈴木豊君。

○議会運営委員長（鈴木豊君） ただ今から、議会運営委員会に付託されました請願第3号 菅沼警察官駐在所の継続に関する請願について、審議の経過と結果をご報告します。

この請願は、9月定例会において、採択されました足柄警察官駐在所の存続に関する請願と要旨が同じであることから、議長から 議会運営委員会に付託され、9月26日、会議室において、議長立ち会いのもと、委員6名が出席し、審査を行いました。

それでは、請願第3号 菅沼警察官駐在所の継続に関する請願を報告いたします。

請願書を御覧ください。

審査は、始めに事務局から、請願提出の経緯についての説明を受け、次に紹介議員から趣旨説明を受けました。委員からは、説明者に対して質疑は無く、協議を行いました。

委員から足柄警察官駐在所の存続に関する請願と同様の取扱いとすべきである。との発言がありました。

その後、採決を行い、請願第3号は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

次に、会議規則第95条第2項及び第3項の規定による、請願を採択した後の取扱いについては、町長へ請願を送付すること及びその処理の経過と結果の報告を請求することを適当と認めることを決定しました。

以上で、議会運営委員会に付託された請願1件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。議会運営委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、請願第3号は、採択することに決定しました。

次に、会議規則第95条第2項及び第3項の規定による、請願の採択後の取扱いについては、委員長の報告のとおり、審査結果には意見を付けずに、当局に請願を送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、請願第3号に係る採択後の取扱いは、委員長の報告のとおりとすることに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

午前9時22分 休憩

---

午前9時30分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続いて会議を開きます。

ただいま議会から、発議第6号 菅沼警察官駐在所の存続を求める意見書の1件の追加議案が提出されました。

この発議については、所定の賛成者がありますので、成立しました。

臨時会開会中に緊急を要する事件が生じたときは、議事日程を追加して、直ちに付議することができるかとされております。

そこで、お諮りします。これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、発議第6号の1議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願います。

---

追加日程第1 発議第6号 菅沼警察官駐在所の存続を求める意見書

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第1 発議第6号 菅沼警察官駐在所の存続を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 鈴木 豊君。

○8番(鈴木 豊君) ただいま議題となりました発議第6号 菅沼警察官駐在所の存続を求める

意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案の意見書につきましては、先の9月定例会で可決しました足柄警察官駐在所の存続を求める意見書と類似した内容であること及び同じ提出先であることから同時に提出することが重要と考え、緊急を要するものとして先ほど開催した議会運営委員会において慎重審議・協議していただき、本議会に提案することに、委員全員の賛成を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきます。

意見書第5号。

菅沼警察官駐在所の存続を求める意見書。

菅沼警察官駐在所は、大正末期に菅沼区に設置され、27年前に現在の谷戸地区に新築移転した。建物は老朽化の心配もなく、約100年にわたり、明倫地区の防犯と安全の拠点として、地域コミュニティにとって欠かせない存在である。

また、菅沼警察官駐在所は、小山中学校や明倫小学校の児童・生徒への交通指導、神社の祭典時における神輿の誘導など、地域イベントにおいても安全確保に尽力している。これらの活動を通じて、地域住民との深い連携が築かれ、地域社会の一体感が醸成されている。

菅沼地区には、第一種低層住居専用地域があり、現在、菅沼谷戸区画整理組合の設立に向けた準備が進められている。この開発に伴い、今後の人口増加が見込まれ、地域の防犯と安全を守るために、菅沼駐在所の存在は一層重要となっている。

すがぬまこども園は、するがおやまこども園の閉園に伴い、令和7年4月から園児数が増加し、送迎時の交通混雑が予想される。園児の安全確保と交通事故防止のためにも、菅沼駐在所の存続は不可欠である。

令和8年には、小山消防署が北郷地区に移転する予定である。さらに、来年12月には菅沼警察官駐在所が小山交番に統合される計画があり、これにより明倫地区の安全安心の拠り所が失われることになる。菅沼駐在所が地域に存在することで、住民の安全安心感が保たれ、安定した日常生活が送れることが保証される。そのため、菅沼警察官駐在所の存続は地域住民にとって不可欠である。

よって、地域住民の安全と安心を守るために、菅沼警察官駐在所は引き続き必要不可欠な施設であることから、菅沼警察官駐在所の存続を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日、静岡県駿東郡小山町議会議長 遠藤 豪。

提出先は、静岡県知事、静岡県警察本部長。

以上のとおり提出するものであります。

提出者は、鈴木 豊。賛成者は、平野正紀、小林千江子、室伏辰彦、米山千晴、岩田治和。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

鈴木 豊君提出の発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は、全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和6年第5回小山町議会9月臨時会を閉会します。

午前9時36分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 室 伏 辰 彦

署 名 議 員 鈴 木 豊